

森住環第 93 号  
令和元年 9月10日

静岡県知事 川勝 平太 様

森町長 太田 康雄



「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に関する意見について (回答)

令和元年 8月20日付け環生第173号により照会がありました表記の件について、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。



## 別紙

### (仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書に関する意見書

#### 1 全般的な事項

- (1) 事業の実施に関して、周辺住民や関係機関等に対して十分な情報提供や説明を行うこと。
- (2) 設置予定範囲は、当町と掛川市、島田市との行政境であるため、仮に掛川市、島田市に設置となった場合でも当町との協議は継続して行うこと。

#### 2 個別事項

- (1) 騒音等の影響
  - ア 環境影響の調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配置検討等により、騒音及び低周波、電波障害、風車等の影響を極力回避、低減すること。
  - イ 森林伐採や工事による土砂や濁水の流出、土壤環境、水環境への影響が懸念される。工事や風力発電設備の配置等の検討にあたっては、極力影響を回避、低減、対策を行うこと。
  - ウ 風力発電施設によるテレビ、行政無線等の電波障害対策を行うこと。
- (2) 水源への影響
  - 当町では、全ての飲料水供給施設について把握していないため、影響範囲の集落、住宅の生活用水の使用状況を調査したうえで、水源や施設等に及ぼす影響を確認し、地元説明会等で報告し、了承を得ること。
- (3) 地域交通
  - 資機材搬送や工事車両等で使用する道路においては、交通安全対策を講じること。なお、林道については、路面本体への対策に配慮すること。
- (4) 植物
  - 設置予定区域の所有者を確認したうえで、事前に協議及び許可を得ること。また、予定区域が大河内町有林であった場合、大河内町有林は世界基準を満たした森林管理の証明である森林認証を取得している。このため、森林認証の不適合事項とならないよう環境への配慮を十分に行うこと。
- (5) 防災
  - 設置予定区域は、急峻な山間部であるため、設備設置及び管理道路について、地質調査を行うなど、災害の発生を予防すること。
- (6) その他
  - ア 森林の伐採・開発にかかる諸手続きを行うこと。
  - イ 計画により土地利用事業、開発行為、土の採取等に該当する場合があり、事業の実施に関しては当町と協議して進めること。
  - ウ 今後、景観計画策定が予定されることから、協議、調整を図ること。
  - エ 事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが、工事中、埋蔵文化財を不時発見した場合は、当町へ連絡のうえ、文化財保護について協議すること。